○外務省告示第二百十一号

平成二十六年六月三十日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年六月十一日に効力を生じた。

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、チュニジア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とチュニジア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百八十億七千五百万円（三八、〇七五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、チュニジア電力・ガス公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、チュニジア共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　チュニジア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　チュニジア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してチュニジア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためチュニジア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　チュニジア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してチュニジア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

9　チュニジア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びチュニジア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　チュニジア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にチュニスで

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙原寿一

チュニジア共和国

外務大臣　モンジ・ハムディ閣下

（チュニジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にチュニスで

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙原寿一閣下

○外務省告示第二百十二号

平成二十七年二月二十七日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は平成二十七年七月十一日に効力を生ずる。

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定

日本国政府及びポーランド共和国政府（以下それぞれ「締約国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　いずれの締約国政府も、他方の国に居住する当該他方の国（以下「派遣国」という。）の国民に対し、適切な査証を無償で発給する。

2　いずれの締約国政府も、1に規定する国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、適当と認めるときは、1に規定する査証を発給する。

(a)　主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。

(b)　申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c)　被扶養者を同伴しないこと。

(d)　有効な旅券及び帰国のための切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(e)　受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。